

令和 8 年 1 月 23 日

内子町教育委員会
教育長 林 純司 様

内子町教育改革懇談会
会長 城戸 彰

内子町教育改革懇談会への諮問に係る答申（最終）について

内子町教育改革懇談会では、令和 5 年 9 月 20 日付で、内子町教育委員会より 4 項目の諮問を受け、それらの諮問事項のうち「学校統廃合に関するここと」を中心として 12 回に渡る会議を開催し、審議を行ってまいりました。

令和 7 年 1 月 29 日付で、中間答申として提出いたしておりますが、このたび、別紙のとおり結論を得ましたので、ここに答申します。

内子町立幼稚園、小・中学校等の統廃合について（最終答申）

はじめに

近年の少子高齢化に伴う児童生徒数の減少による町立学校の小規模化等の諸問題について、複式学級での学習指導面、学校運営上の観点、通学の問題、部活動の地域展開、地域の歴史的背景等からの審議を重ね、一定の結論に達したので、ここに答申する。

なお、今回の答申は、最終答申であるが、基本的には令和7年1月の中間答申に基づくものであり、「学校の規模、配置に対する基本的な考え方」を踏襲するものである。

1 適正規模・適正配置の観点から必要と思われる学校統廃合等の具体的方策

- (1) 小学校及び中学校において、「子どもにとってどうか」という視点を基本に捉え、適正規模・適正配置の観点より、極端な少人数学級は解消すべきであると考え、極端な少人数学級を編成している学校、また今後少人数学級を編成する学校については、統廃合すべきであると結論する。
- (2) 小学校については、適正規模・適正配置の観点より、通学時間や通学距離に無理があり、統合が困難な場合を除いては、複式学級を解消できる規模を基本とする。
また、現在の拠点校部活動の維持や地域展開の状況を考慮し、活動における支障ができるだけ軽減されるように配慮する。
- (3) 中学校については、小学校と同様に適正規模・適正配置の観点より、クラス替えのできるクラス数を確保することを基本とする。
- (4) 幼稚園については、町内唯一の幼児教育の施設であるが、人間形成の基礎を培う集団教育が困難となる園児数10人に満たない状況が続く場合、施設の在り方について早急に検討することにする。
- (5) 学校給食センターについては、今回の統廃合案を十分考慮し、今後において安定的な施設維持管理や運営を図るために、施設を統合すべきであると結論する。

2 具体的な統廃合案

- (1) 内子小学校に立川小学校及び石畠小学校を統合し、立川小学校と石畠小学校の児童は内子小学校へ通学する。
- (2) 大瀬小学校に小田小学校を統合し、小田小学校の児童は大瀬小学校へ通学する。
ただし、統合後においても複式学級は解消されない状況が見込まれるため、時機を見て内子小学校との統廃合について検討することにする。
- (3) 内子中学校に大瀬中学校及び小田中学校を統合し、大瀬中学校と小田中学校の生徒は内子中学校へ通学する。
また、五十崎中学校については、生徒数の減少によりクラス替えが出来ない場合が今後見込まれるため、時機を見て内子中学校との統廃合について検討することにする。
- (4) 内子学校給食センターに小田学校給食センターを統合し、学校給食の運営について、内子学校給食センターに一本化する。

3 統廃合の実施時期

統廃合の実施時期については、今後の学校及び地域での話し合いによるものであるが、児童数等、一定の学校規模を確保することが教育的に適切で、かつ格差の少ない教育環境を児童・生徒に提供できるものであること、また中学校において協議中である部活動地域展開の現状を考えると、なるべく早い時期での統廃合を行うべきである。

ただ、統廃合に向けた丁寧な説明を行い、統廃合への一定の準備期間の必要性などを十分考慮しなければならない。

- (1) 内子小学校と立川小学校及び石畠小学校との統廃合
令和10年3月末までに行うものとする。
- (2) 大瀬小学校と小田小学校との統廃合
令和10年3月末までに行うものとする。
- (3) 内子中学校と大瀬中学校及び小田中学校との統廃合
令和10年3月末までに行うものとする。
- (4) 内子学校給食センターと小田学校給食センターとの統合
令和9年4月1日とする。

おわりに

統廃合の問題については、関係者から多様な意見を収集することが重要であるとして、児童生徒、保護者、教員、地域住民に対して学校統合に関するアンケートを実施し、学校統廃合を進めるための基準に関する議論を重ね、「子どもにとってどうか」という視点を基本に捉え、審議を行ってきた。

学校教育においては、集団から様々な影響を受け、学力、人間性、社会性が育まれ、このことから望ましい教育環境を実現していく必要があり、子ども達にとって好ましい教育環境を実現していくために、現在及び将来予測される児童・生徒の状況を考慮し、「極端な少人数学級は解消すべきである。」という方針に基づき答申とするものである。

本答申では、4件の具体的な統廃合案を示したが、統廃合に関するさまざまな問題に、教育委員会や町などが、以下の点についてきめ細かく対応していくことが不可欠であるということを認識していただきたい。

- (1) 学校統廃合を行なうにあたっては、教育委員会が保護者や住民の理解を得るための話し合いを十分行うこと。
- (2) 学校統廃合に関し、教育環境の整備や学校諸活動に対し、地域住民からの永年に渡る強力な支援を受け、学校経営にあたってきた経緯を尊重しつつも、当事者である保護者の意見を最優先に考え方策を講じること。
- (3) 学校統合後の通学手段については、子どもたちの教育等に不安や負担が生じないよう万全な方策を講じること。
- (4) 学校統廃合に関する児童・生徒の事前交流や諸行事、施設の利活用等十分な配慮を行うこと。
- (5) 学校統廃合において、町財政の厳しい状況も十分考慮しなければならないが、教育行政における最大の課題として取り組まれ、将来を担う子どもたちが健全に育成されるよう努めること。
- (6) 学校統廃合と併せ、教育現場における学びの多様性「その人なりの学びや学び方」を尊重し、多様な学びの場の確保についても、十分配慮を行うこと。
- (7) 学校統廃合により廃校となる学校の施設や跡地の活用についても、様々な他の活用事例も参考に、地域の大切な共有財産であるという視点を軸に据えて、有効な活用方法を考えていきたい。
- (8) 学校給食センターの統合においても、安全安心な給食の提供はもちろん、食物アレルギーを持つ児童生徒への対応も引き続き十分に行うこと。

このほか、学校統廃合の実施前、実施後にも、様々な問題が生じてくると思われるが、教育委員会と町には、こうした事柄について、子どもと住民の視点に立ってのきめ細かい対応をいただくよう、本教育改革懇談会として強く要望する。